

平成 28 年度コーチング寄付プログラム配分申請要領 — 社会貢献事業へのコーチング寄付申請の公募 —

社会貢献事業に対する平成 28 年度コーチング寄付プログラムの配分団体を次のとおり公募いたします。

申請受付期間：平成 29 年 1 月 10 日（火）～同年 3 月 10 日（金）

コーチング寄付プログラム事業は、株式会社コーチングバンクが「コーチングの普及コーチングサービスの普及とコーチングビジネスの支援によって、世界のコミュニケーション環境のインフラ整備に貢献します。」というミッションの実現に基づき行うものです。

支援者（寄付者）の協力を得て、「理想を実現するためのサポートをする」というコーチング業界と、「社会課題の解決を行う」非営利セクターとを結びつけ、「コーチングで人類を繁栄させる」ことを目的としています。

1. コーチング寄付プログラムについて

コーチング寄付プログラム事業では、特定非営利活動促進法第二条別表に定める 20 の事業のいずれかの事業を行う団体に、予め定められた一定の金額に値するコーチングを受けることのできる権利を引換券の形で配分します。

なお、今年度の寄付は、総額 50 万円に、クラウドファンディングによって支援者より頂戴した額を加えたもの、上限 100 万円とし、これを申請のあった団体に配分します。

寄付はコーチングを受けることができる引換券（コーチング・ギフトカード、以下、CGC）の配布によって行われ、受け取った団体は、コーチを選んでいただき、実施してください。実施後は、CGCを、コーチングを実施したコーチにお渡しください。

コーチングバンクでは、そのコーチングの内容の如何を問わず、登録コーチよりの申請に対し、CGCを受け取り、該当コーチへの支払いを代行します。

なお、CGCの有効期限は配布日より6ヶ月以内とします。

* コーチングを実施するコーチは、コーチングバンク登録コーチに限定するものではありませんが、コーチングバンクでは、コーチの一定の水準を担保するために、CGCの現金精算はコーチングバンク登録コーチに限定させていただいております。依頼先コーチが決まっている場合には、御相談の上、申請ください。

* コーチングバンクへのコーチ登録は完全に無料ですが、一定のコーチ資格と2名の推薦者が必要です。詳しくは下記を御覧ください。

<http://www.coachingbank.com/coach/touroku>

* 依頼先コーチが現在、居ない場合には、コーチングバンクより御提案させていただくことも可能です。申請結果通知後、お気軽に御相談ください。

* この活動は、寄付月間に賛同して実施されるものです。

<http://giving12.jp/>

2. 申請可能団体

申請可能団体は、下表に掲げる法人であって、申請時直近の決算時において法人登記後 1 年以上が経過し、かつ、過去 1 年間を期間とする年度決算書が確定している法人とします。また、法令に定める事業報告書等の作成及び提出等、法令上法人として求められる義務を遵守している必要があります。

表 1 申請可能団体

申請可能団体
社会福祉法人、更生保護法人、特例社団法人、特例財団法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人（NPO法人）

申請可能団体は、特定非営利活動促進法第二条別表に定める 20 の事業のいずれかに該当する事業を行っている団体とします。

また、日本国内で実施される事業を対象とし、海外で実施される事業は除きます。

なお、海外活動を行う団体が国内で行う啓発事業等は、国内で行われる事業として対象とします。

表 2 特定非営利活動促進法第二条別表に定める 20 の事業

一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	十三 子どもの健全育成を図る活動
二 社会教育の推進を図る活動	十四 情報化社会の発展を図る活動
三 まちづくりの推進を図る活動	十五 科学技術の振興を図る活動
四 観光の振興を図る活動	十六 経済活動の活性化を図る活動
五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	十八 消費者の保護を図る活動
七 環境の保全を図る活動	十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
八 災害救援活動	二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
九 地域安全活動	
十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	
十一 国際協力の活動	
十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	

3. 対象となるコーチング（例）

対象となるコーチングは、例としては以下のようなものが想定されます。組み合わせて申請いただくことも可能です。

- * 申請金額のイメージがつきにくい場合には、下記の内容・金額を御参考ください。
- * ここに記載のないコーチングについても、対象となります。コーチングバンクには、20 を超えるコーチングのカテゴリーがございます。御参考ください。
- * 実際のコーチングは、コーチによっても価格が変わりますが、非営利セクター向けということもあり、1 時間あたり 1 万円程度と換算しています。他のコーチングの場合にも、この金額

の目安で御記載ください。(実際の料金につきましては、担当コーチにご相談ください。実施にあたり、担当コーチによっては金額が高くなり、回数等が減ることもありますので、事前に確認するか、多めに申請しておいていただけますと幸いです。)

表3 対象となるコーチング（例）

コーチング分野	コーチング内容	費用の目安
エグゼクティブ・コーチング	団体の代表、あるいは理事（ボードメンバー）個人に対するコーチングです。対面あるいは電話等の方法で行われます。1回の目安は30分～60分程度です。テーマとしては、マネジメントに関わるもの、リーダーシップに関わるもの、ビジョンメイキングに関わるものなどが想定されます。	月2回程度 × 3ヶ月 1回あたり1万円程度 (合計 6万円)
チーム・コーチング	理事会あるいはそれに類するメンバーを集め、チームに対するコーチングを行います。チームビルディングや、チームワークを発揮させたい場合に有効です。	1回あたり5万円程度 (合計 5万円)
グループ・コーチング	ボランティアスタッフや会員向けのコーチングです。様々な人から意見や声を出してもらうことを目的とします。主としてアイデアを集めたり、ビジョンやミッションを落とし込んだりする際に有効です。	1回あたり5万円程度 (合計 5万円)
ミーティング・コーチ	理事会やその他の会議に対してコーチがつきます。コーチが会議を仕切ることはありませんが、会議の未熟な進行役を、理想的な進行役にするためのコーチングをリアルタイムで行います。コーチは会議の進行役をサポートし、会議をスムーズに結論まで持っていく支援を行います。	1回あたり2万円程度 (合計 2万円)
その他	コーチングバンクには、この他、様々なコーチングが紹介されています。団体のニーズに合ったコーチングの方法を御提案いただいても結構です。	個人対象：1回あたり1万円程度 グループ対象：1回あたり5万円程度

4. その他の条件

(1) 事業期間

対象となるコーチングは、コーチングの配分先を決定した日以降に開始し、平成29年9月30日までに精算（支払）も含めて完了するものを対象とします。*コーチングの実施が完了している必要はありません。

(2) 反社会的勢力の排除

ア 申請団体は、自己若しくは自己の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の職員をいう。以下同じ。）又は自己の委託先（委託が数次にわたるときは、その全てを含む。下記イ及びウにおいて同じ。）若しくはその役員等が次の各項目のいずれにも該当しないことを申請書の該当箇所にて表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

- (7) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。
- (イ) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (ロ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (ハ) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
- (ニ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (ホ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

【前記(7)における用語の定義】

- ① 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- ② 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- ③ 暴力団準構成員 暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。
- ④ 暴力団関係企業 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
- ⑤ 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- ⑦ 特殊知能暴力集団等 前記①から⑥までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。

イ 申請団体は、自己若しくは自己の役員等又は自己の委託先若しくはその役員等が、自ら又は第三者を利用して、次の各項目の一にでも該当する行為を行わないことを申請書の該当箇所にて確約していただきます。

(7) 暴力的な要求行為

(イ) 法的な責任を超えた要求行為

(ロ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(ハ) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて株式会社コーチングバンクの信用を毀損し、又は株式会社コーチングバンクの業務を妨害する行為

(ニ) その他前各項目に準ずる行為

ウ 申請団体若しくは申請団体の役員又は申請団体の委託先若しくはその役員等が、前記アの各項目のいずれかに該当し、若しくは前記イの各項目のいずれかに該当する行為をし、又は前記アによる表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、採択を取り消すこと又は配分金の返還を求めることがありますので、あらかじめご了承願います。

(3) その他

コーチングは団体あるいはその構成員が自ら受ける必要があり、コーチングを外部に対して提供したり、あるいはCGCを他へ再配分したりすることは禁止します。

ア 申請は1法人1申請とします（1施設1申請ではありません）。ただし、申請内に複数のコーチングを併記していただくことは可能です。

イ その他、ご不明の点については「10. お問い合わせ」を参照していただき、お問い合わせください。

5. 申請方法

(1) 配分申請書について

申請書は下記より入手できます。

<http://www.coachingbank.com/news+article.storyid+173.htm>

(2) 配分申請書の記載要領

- ア 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク（印刷、ボールペン又は万年筆）の使用をお願いいたします。鉛筆や消せるボールペン（インク）は使用しないでください。
- イ 配分申請書は、審査資料としてそのまま複写しますので、糊付けやホチキス留めはしないでください。配分申請書用紙に切り貼りをした場合は複写したものを提出してください。印刷又は複写は片面刷りとし、両面刷りにしないでください。
- ウ 配分申請書は所定の様式を使用してください。配分申請書のフォーマットを変更したり、ページ数を増やしたりすることはしないでください。
- エ 審査は配分申請書により行いますので、配分申請要領、配分申請書の注意書きに従い、的確かつ簡潔に記載してください。添付資料がある場合は添付資料参照とはせずに必要な事柄は必ず配分申請書に記載してください。

(3) 申請時に提出する書類（各項目の【必須】は必ず提出していただく書類です。）

- ア コーチング寄付事業配分申請書 **【必須】**
- イ 申請する団体の定款又は寄附行為（写し）^(*5) **【必須】**
- ウ 平成 27 年度申請団体収支決算書（写し）^{(*5)(*6)} **【必須】**
- オ 平成 27 年度申請団体収支予算書（写し）^(*6) **【必須】**

^(*5)イ、ウについては、NPO 法人の場合は、内閣府 NPO 法人ポータルサイト

<https://www.npohomepage.go.jp/portalsite.html> に法人掲載資料として掲載されていること、また、NPO 法人以外の団体の場合は、自団体のホームページ等に掲載されていることが望まれます。

^(*6)ウ、エについては、NPO 法人の場合は NPO 法人会計基準に、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人の場合は公益法人会計基準に、また、社会福祉法人の場合は社会福祉法人会計基準に準拠していることが望まれます。

カ 申請団体を紹介したパンフレット等（作成している場合）

キ その他必要な補助資料（審査で必要な内容は必ず申請書に記載してください。）

(4) 提出先及び提出方法

申請書類は下記の提出先宛て、必ず受付期間内に郵送してください。

（申請書類の提出先）

郵便番号 104-0061

東京都中央区銀座 6-6-1 銀座風月堂ビル 5 F

株式会社コーチングバンク

コーチング寄付事業事務局

（※封筒表面に「申請書在中」と朱書きで表示してください。）

受付期間は平成 29 年 1 月 10 日（火）から、平成 29 年 3 月 10 日（金）（当日消印有効）までです。
消印（差出し）が平成 29 年 3 月 11 日（土）以降の応募については、理由にかかわらず受理いたしません。

6. 審査のポイント

(1) 団体の事業内容に期待する項目

ア 社会性（社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業）

大きな社会的課題となっているもの又は必要とされながら従来行われていなかったもの等の社会的要請・ニーズを充足する事業であり、その事業が実施されることにより、他でも同様の事業が実施されやすくなる等の波及効果が高いもの。事業を実施する者の事業の効率性や安全性が向上するものも含む。

イ 先駆性（先駆性が高く発展性のある事業）

従来から行われている事業をそのまま実施するのではなく、従来の考え方にとらわれない新たな取組又は事業プロセスの新たな改善等を行う事業であり、他の団体でも今後実施される等の発展性のあるもの。

ウ 実現性（事業計画が明確化され、実現性が高く継続・発展が見込める事業）

事業は具体的に計画され、実現性が高く継続・発展が見込めるもの。

エ 緊急性（緊急性の高い事業）

ここ1年間の事業年度内に実施する必要性が高いもの。

(2) その他条件の配慮

上記(1)の期待することに加えて、以下の条件が優先順位に加味されます。

ア コーティング申請額がより小さい方を優先（必要とすることができるだけ多くの団体に配分するため）

イ コーティングの実施について、ブログや会報等、その他の媒体で発信することができ、それを実際に実施することを約束できると思われる、情報を既に発信している団体を優先

※ 審査に当たっては、上記(1)及び(2)について総合的に判定いたします。

7. 配分の決定と通知の時期

(1) コーティング配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査の上、決定いたします。

(2) 配分団体・配分額の決定は平成29年3月31日を予定しています。

決定後、申請された団体には、採否結果を書面にてお知らせするとともに、配分団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額等を当社ホームページ等で公表いたします。

(3) 採択に際して、申請額を査定し、配分額が減額となることがあります。

8. コーティング寄付プログラムの表示

コーティング寄付プログラムを受けて実施したコーティングにおいては、冊子・チラシを調製したときはその冊子・チラシへ、その他の場合は何らかの方法をもってコーティング寄付プログラムにより実施した旨の表示をしていただきます。

なお、会報あるいはSNSやブログ等へ投稿する場合も、「株式会社コーティングバンクからコーティングの寄付を受けました」等の記述をお願いします。

9. 事業終了時

事業の終了時には、コーティングの効果測定のために、アンケートをお送りしますので、ご記入の上、速やかに返信ください。必要に応じて追加でヒヤリングを行わせていただき、今事業の報告書を作成し、公開させていただきます。報告書は一般社団法人日本支援対話学会発行の「支援対話研究

第5号」(平成29年9月発刊予定)にて、実践レポートとして取りまとめられ、掲載に当たっては、該当団体に確認を取った上で掲載されます。調査への御協力をお願い致します。(コーチングで話された内容や該当団体が望まない団体内部の情報等を報告書に掲載することはありません。あくまでもコーチングの有効性の確認と、支援者への報告、並びに当プログラムの運用見直しのためにまとめるものとなります。)

10. お問い合わせ

- ・コーチングバンクへのお問い合わせ
(<http://www.coachingbank.com/contact+index.htm>)
- ・電話でのお問い合わせはお急ぎの場合のみ、次へご連絡ください。
03-6215-8505 (平日 9:00-18:00)

11. その他ご注意

- (1) 審査の過程において、確認のため、申請書に記載されている実施責任者に連絡させていただく場合があります。
- (2) 申請書類等は返却いたしませんので、写しを保管してください。
- (3) 採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承願います。

以上